

吉富町子どもの読書活動推進計画

(第4次)



令和5年3月

はじめに

読書は、人間にとて最も基礎的な活動の一つであり、生涯にわたる学習活動の基盤となるものです。

特に子どもの読書活動は、次代を担う子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

近年の国内外の学力調査の結果から、我が国の子どもたちには、思考力・判断力・表現力等に課題が認められるといわれています。読書は、読んで、心を動かされ、整理して自分の考えをまとめ、表現するという学習の土台となります。また、読書を通じて体験する世界は新たな発見や感動をもたらし、子どもの想像力や豊かな人間性や自ら学ぶ力を育みます。

子どもの読書活動を社会全体で推進することは極めて重要であるとの考え方から、国では法律の制定や推進計画の策定を行い、県や町でも同様に計画を策定し、推進に努めてきました。

しかし、現代の子どもの読書活動を取り巻く状況はさらに変化し、依然として子どもの活字離れや読書離れ、不読率が問題となっています。

また、情報メディアの普及により、子どもだけでなく大人の生活環境も変化し、テレビやゲームだけでなく、携帯電話やスマートフォン、インターネット、電子書籍等の新たなメディアの影響も見過ごすことができません。子どもの読書活動を推進するためには、保護者、教職員、保育士をはじめ子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、子どもの読書活動の重要性を十分認識し、社会全体で子どもが自主的に読書に親しみ、それぞれの発達段階に応じた読書活動ができる環境を整える必要があります。

平成29年4月に策定した「吉富町子どもの読書活動推進計画（第3次）」における成果と課題を整理し、県の子ども読書推進計画の内容や本町の実情を踏まえ、「吉富町子どもの読書活動推進計画（第4次）」を策定し、引き続き子どもの読書活動を推進します。

令和5年3月

吉富町教育委員会
教育長 江崎 藏

目 次

第1章 第4次計画の策定にあたって

| | |
|--------------|---|
| 1 第4次計画策定の背景 | 1 |
| (1) 国の動き | |
| (2) 県の動き | |

第2章 第3次計画における取組と課題（平成29年度～令和3年度）

| | |
|---------------|---|
| 1 子どもの読書活動の現状 | 2 |
| 2 第3次計画の取組 | 2 |
| 3 第3次計画における課題 | 6 |

第3章 第4次計画の基本的な考え方

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1 第4次計画の概要 | 7 |
| 2 基本方針 | 7 |
| (1) 家庭や地域・園（所）・学校・民間における子どもの読書活動の推進 | |
| (2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実 | |
| (3) 図書室及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化 | |
| (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 | |
| 3 子どもの読書活動推進体制 | 10 |
| 4 子どもの読書活動推進年次 | 10 |

第4章 子どもの読書活動の推進の方策（施策一覧） 11

| | |
|--------------|--|
| 1 家庭 | |
| 2 保育園（所）・幼稚園 | |
| 3 学校 | |
| 4 公民館図書室 | |
| 5 行政機関等 | |
| 6 推進体制 | |

第1章 第4次計画の策定にあたって

1 第4次計画策定の背景

(1) 国の動き

国を挙げて子どもの読書活動を推進するため、平成12年の「子ども読書年」を契機として、読書の意義が再認識される中、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）が策定され、施策の基本の方針とともに国及び地方公共団体の取り組みが明らかにされました。その後、平成20年3月には、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等を踏まえた第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画、平成30年4月には第四次基本計画が策定され、現在これに基づいた取り組みを進めています。第四次では①「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」、②「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」ことをポイントとして、家庭、学校等、地域での取組、子供の読書への関心を高める取組等について推進方策を示しました。

(2) 福岡県の動き

福岡県は、国の計画を踏まえ平成16年2月に「福岡子ども読書推進計画」を策定しました。また、その成果と課題を踏まえ、平成22年3月に第二次計画の改定を行い、子どもの読書活動の更なる推進を図りました。主な県の事業としては、「小学生読書リーダー活動推進事業」「ふくおかうちどくりレー事業」「ふくおか中学生読書活動サポーター事業」「子どもの読書活動充実事業」を行いました。国の第三次基本的計画が策定されたのにともない、福岡県は平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画」の第三次改訂を行いました。

「これまでの基本方針を継承しつつ子どもにとって読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、読書活動を通して読解力や想像力等を身に付け、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができ、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものという意義を踏まえ推進していく」こととし、具体的に4つの基本方針が出されています。新たに、福岡県独自に<民間における><ネットワーク化>の視点が盛り込まれています。

第2章 第3次計画における取り組みと課題

1 子どもの読書活動の現状

○子どもの読書活動実態調査

対象である子どもの読書活動について抽出学年（小1・4学年、中2年）において実態調査を行いました。（一人読みが始まる1年生、読書熱が高まるといわれる4年生、受験学習前の中学2年生）なお、この調査での「本」は漫画や雑誌・図鑑を除きます。

その結果から特記すべき項目は、以下の4項目です。

【資料1】子どもの読書活動実態調査（一覧）

調査期間：令和4年2月

| | 項目 | (%) | 小1 | 小4 | 中2 |
|-----|-----------------------|------|------|------|----|
| 1 | 読書が大好き、好きと答える割合 | 86.6 | 78.3 | 40.0 | |
| 4 | 1か月に1冊も本を読まない割合 | 7.7 | 5.8 | 62.1 | |
| 5-1 | 学校の図書館で本をよく借りる | 48.1 | 40.6 | 0 | |
| 7 | 家で本を読んでもらう（よく・ときどき） | 28.9 | 21.7 | — | |
| 7 | 家の大人は本を読むか（よく・ときどき読む） | — | — | 36.8 | |

小学生の約8割、中学生の4割は「読書が大好き・好き」と答えています。ただ、中学生の不読率（1か月に1冊も本を読まない）が6割を超えています。同じく、「学校の図書館で本をよく借りる」生徒がいません。漫画や雑誌・図鑑を除いたアンケートであることを考慮しても課題といえます。図書館の利用が多い小学生でも「よく借りる」という児童は半数に満たない状況です。

「家庭での読み聞かせ」は、低学年でも3割を下回っています。乳幼児・幼児期には読み聞かせをしてもらった経験はあるものの、文字が読めるようになるとその機会が減ってきています。子どもが育ち中学生になると、自分の読書をしている保護者が3割以上います。

2 第3次計画の取組

第3次計画では、「子どもが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて心の豊かさや人生をより深く生きる力を身につけることができるような環境づくりをすすめ、子どもが健やかに成長すること」を目指して4つの基本方針を定め、取り組みました。

1 家庭・地域・園（所）・学校・民間における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動に直接関わっている幼稚園・保育園（所）・小学校・中学校では関係機関・読書ボランティアの協力を得て、読書活動が進められています。

令和3年度に子どもの読書に係わる関係者・関係団体にアンケート調査を行い取組の実態調査を行いました。その結果は以下の通りです。調査項目は、平成24年度の第2次策定時の調査項目とほぼ同様とし、10年間の取組についても比較検討できるようにしました。

【資料2】子どもの読書活動推進アンケート 4段階評価 調査期間：令和3年9～12月

| 項目 | 内 容 | 平成 24年 | 令和 3年 | 調査対象 |
|-----|------------------|-----------|----------|-------------|
| (1) | 家庭・地域における取組 | 2. 8 | 2. 4 | 園（所）学校のP60名 |
| (2) | 幼稚園・保育園（所）における取組 | 2. 6 | 2. 6 | 町内4園（所） |
| (3) | 小学校・中学校における取組 | 2. 4 | 2. 7 | 小・中学校 |
| (4) | 町・図書室における取組 | 1. 7 | 2. 2 | 町図書室 |
| (5) | その他関係機関団体における取組 | 3. 0 | 3. 0 | 欄外の団体 |
| (6) | 推進体制 | 0. 0 | 3. 0 | 推進委員 |

※（5）実態調査の対象者

行政関係課（教育委員会・図書室・子育て福祉課：子育て支援センター・あいあいセンター等）・読書ボランティア（まほうのかばん・とんからりん文庫・吉富町読書ボランティアの会）・民間団体（子ども会・私設子ども図書館・福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会京築地区協議会）

（1）家庭・地域における子どもの読書活動の推進

乳幼児に対する読書活動及び保護者啓発を、公民館図書室・読書ボランティアが協力して実施しました。子育て支援センターでの「おはなしかい」、ブックスタート事業の実施（絵本の配布と保護者啓発）あいあいセンターにおいての各種健診時の個別読み聞かせの実施も定着してきました。自然に絵本を手にする幼児や保護者の姿が見られるようになりました。「おはなしかいのしおり」や文庫だよりの案内を見て図書室に来る家族もみられるようになりました。

令和2年3月以降、個別読み聞かせは中止しましたが、絵本の展示、「読み聞かせのすすめ」等啓発資料は受付で配布して啓発活動を継続しました。

公民館図書室では、毎年「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）や「秋の読書週間」（10月27日～11月9日）に特設コーナーを設置しています。

吉富町読書ボランティアの会主催で吉富町文化祭開催時にフォーユー会館2F研修室にて「絵本の広場」を開催しました。600冊の絵本の展示・お話し・ちびっこ広場には多くの来場者がありました。平成30年（10/27～28）約140名、令和元年（10/26～27）約100名。

令和2年、3年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

（2）幼稚園・保育園における子ども読書活動の推進

幼稚園・保育園（所）では、図書コーナーを設置しており、朝の時間、教育や保育の中、帰りの時間など毎日の読み聞かせを継続して実施しています。また、読書ボランティアによるおはなしかいを実施しています。（コロナ禍中止）

授業・保育参観・秋の読書週間等で保護者への啓発を行っています。日常の読み聞かせ活動、

保護者への啓発により、絵本への興味は深まっており、感性・表現力の向上も高まっています。

吉富町文化祭時の公民館図書室のブックリサイクル実施を活用して、絵本各20冊を各保育園に配布しました。

(3) 学校における子ども読書活動の推進

学校司書、児童生徒図書委員会（図書係）による読書活動が進んでいます。

特に、毎年、読書ボランティアの協力により小学生読書リーダー養成講座（県の事業終了後も町の事業として毎年実施）を実施し、子どもが子どもに本を紹介するという取り組みが定着してきています。さらに、「夏休みおすすめの本」や「読書クイズ」など積極的に工夫する姿も見られます。令和3年度には、全校で「20,000冊貸出」を達成し、読書活動への意欲が出てきています。

学校図書館では、毎月「図書だより（小）」「読書だより（中）」を配布し、啓発活動も継続しています。小学校では、読書ボランティア「まほうのかばん」による毎週1回の朝読、毎月2回のおはなし会を実施していました。コロナ禍は、お話会は中止していますが、毎週火・木曜日の給食時間に、放送による朗読を実施しています。

平成27年に県事業として小学校の「うちどく（家読）事業」に取り組んだ後、町の事業として継続しています。中学校では、「ブックトーク」を継続実施しています。

(4) 民間における子ども読書活動の推進

読書ボランティア団体（まほうのかばん・とんからりん文庫）の協力により、園（所）、学校、保健センター等での「読み聞かせ」等の活動を実施しています。

平成30年5月5日に読書ボランティアネットワークの会「吉富町読書ボランティアの会」が発足し、吉富町の読書活動に係わる事業（読書リーダー養成講座・うちどく事業等）への協力をしています。平成30年・令和元年には、独自主催事業として「絵本の広場」を開催し、600冊の絵本の展示とおはなし会を実施しました。★令和2・3年は中止

令和2年10月7日（水）には、子どもゆめ基金助成活動「令和2年度子どもの読書推進ボランティア学習会京築地区」が吉富フォーユー会館で開催され、吉富町ボランティア・公民館図書室司書も実行委員として協力しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしっかりとり、講演会と分科会を無事に行いました。参加総数121名

私設図書館「土屋ミニ子ども図書館『とんからりん文庫』」の活動も10周年を迎え、地域の図書館として活動を継続しています。平成29年には、主宰者が「子供の読書活動優秀実践団体（個人）文部科学大臣表彰を受賞しました。

また、令和3年11月2日に、読書ボランティア団体「まほうのかばん」「とんからりん文庫」が吉富町善行表彰されました。

2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等の整備・充実

図書予算を確保し、公民館図書室・小中学校ともに蔵書の充実を図っています。

小中学校とも蔵書数の各分類配分に偏りはありますが、学習に必要な図書も増加してきています。小学校では、廃棄基準に従って図書の廃棄が適宜行われており、子どもの読書意欲を喚起しています。中学校は、令和元（平成31）年度には蔵書数が100%に到達しました。以後、蔵書の活性化を図るため古書の廃棄を始めています。

【資料3】蔵書数の状況

※3月末調査

| | 吉富小 | | 吉富中 | | 公民館図書室 児童書 |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------------|
| | 蔵書数（冊） | 達成率 % | 蔵書数（冊） | 達成率 % | |
| 平成24年度 | 6, 312 | 72 | 7, 664 | 65 | 2, 985 |
| 平成29年度 | 10, 843 | 118 | 10, 136 | 90 | 4, 437 |
| 平成30年度 | 11, 026 | 120 | 10, 511 | 98 | 4, 816 |
| 令和元年度 | 11, 273 | 123 | 10, 821 | 100 | 5, 134 |
| 令和2年度 | 11, 350 | 114 | 8, 146 | 80 | 5, 005 |
| 令和3年度 | 11, 627 | 117 | 8, 414 | 83 | 5, 234 |
| 同年基準数 | 9, 960 | 17学級 | 10, 160 | 11学級 | — |

文部科学省の基準によって計算する。学級数の変動により基準が変わる。

書架等も計画的に購入され、展示スペースの確保ができる両面書架が導入されました。

学校図書館にはエアコンが2台設置され、操作も独自にできるようになっています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために「除菌機」、アクリルパーテーションを設置して、貸出・返却がスムーズにできるようにしました。公民館図書室・学校図書館の開館も早くでき、子育て支援センターでのおはなし会もすぐに再開することができました。

また、学校司書（嘱託職員）の配置を平成27年度から継続しています。

小学校：週5日 9:00～16:00 中学校：週2日 8:15～16:45

3 図書室及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

小学校学校司書、司書教諭、ボランティア団体（まほうのかばん・とんからりん文庫）等の協力の下、「朝読」「お話会」「絵本の読み聞かせ」「うちどく」「読書リーダー養成講座」等、多くの事業を実施することができました。小学校「うちどく」事業において、公民館図書室から閉架図書の貸し出しを行っています。公民館図書室で実施するブックリサイクル（廃棄図書の無料配布）の際に、小学校から図書の寄贈がありました。また、公民館図書室から小学校・保育園等への寄贈も実施しています。平成30年度より、公民館司書の雇用形態を工夫し、公民館図書室と読書ボランティアによる、おはなし会の共同実施が可能となりました。

平成30年5月5日に読書ボランティアネットワーク「吉富町読書ボランティアの会」が発足しました。現在2つのボランティアで構成されていますが、お互いに連絡を取り合い、情報交換をし、連携を図っています。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

毎月、町ホームページ及び「広報よしとみ」に、新着図書・おすすめの図書のお知らせ、子育て支援センターでのおはなし会の案内を掲載し、情報提供しています。また、4月「子ども読書の日」・5月「こどもの読書週間」・10月「秋の読書週間」の情報も掲載しています。

「吉富図書室だより」の発行を平成30年5月から毎月発行しています。

ブックスタート事業やおはなし会の開催等、定期的な読み聞かせを継続し、本と出会い、親しむきっかけづくりを継続しています。

さらに毎月の「おはなしかい」や乳幼児健診で「おはなしのしおり」や「読み聞かせのすすめ」年齢に応じた「ブックリスト」を配布し、子どもの読書についての理解を図り図書室利用を促進しています。

3 第3次計画における課題

- 子どもの読書離れがすすんでいます。
町民・子どもへのレファレンスサービス、講座の実施
- 将来を見通した取り組みが進んでいません。
専門職である司書・学校司書の雇用状況が不安定です。
学習への対応ができない状況です。
- 学校司書・司書の研修が町内では計画されていません。
- 読書ボランティアの養成講座等、計画的なボランティア養成が行われていません。
- 新指導要領に示された内容に対応する蔵書が不足しています。
全国図書館協議会基準、配分基準に合わせた蔵書数
- 中学校の廃棄基準の作成。廃棄基準に沿った蔵書管理
- 学校図書館・公民館図書室のネットワーク化
- 年次計画に沿った推進計画の実施
- 子どもの読書活動の実態調査をし、計画の進捗状況の確認をする

第3章 第4次計画の基本的な考え方

1 第4次計画の概要

【基　　本】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次改訂版)や「文字・活字文化振興法」、「福岡県子ども読書推進計画」(第三次改訂版)を基本とします。

【目　　標】

子どもが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて心の豊かさや人生をより深く生きる力を身につけることができるような環境づくりをすすめ、子どもが健やかに成長することを目指すものです。

【計画の対象】

「子ども」とはおおむね15歳以下をいい、「計画の対象」は子どもの読書活動の推進に関わる全住民とします。

【計画期間】

令和4年度から令和8年度までのおおむね5年間とします。

【方策のポイント】

- ① 発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
- ② 友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

2 基本方針

家庭や地域、学校（園）、図書室及び行政、子どもを対象とした読書活動団体等が連携して町内の子どもの読書環境を整え、子どもの主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していきます。

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

【4つの基本方針】

- 1 家庭・地域・園（所）・学校・民間における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等の整備・充実
- 3 図書室及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭や地域・園（所）・学校・民間における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「園（所）」、「学校」「民間」があげられます。それぞれの担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

ア 家庭や地域

家庭は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を担っています。また、地域とともに、休日の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

保護者が、生活の基本の場である家庭において、子どもに読み聞かせすることで、絵本の世界を親子で共有することができます。一つの世界を共有し、そのことについて語り合うことは、親子のふれあいを生み、親に対する信頼感を育みます。

地域は、子どもが遊んだり、暮らしたりする日常の場です。子どもの読書活動に関する施設・機関・団体・グループ等の活動が大きく関わります。特に図書室は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書室を中心に読書活動推進のための取組を一層充実させる必要があります。子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもが本と出会い、本に親しみ、楽しむきっかけづくりとなる環境を整備し、子どもの読書活動を充実させる必要があります。

家庭や地域において、日常的に絵本の読み聞かせに接している子どもは、言葉の習得やおはなしを聞く態度、集中力が高まりつつあります。読み聞かせをすることによって、大人の読書に対する認識が高まり、子どもの読書意欲や、読書習慣の習得が徐々に身についてきます。

保護者が落ち着いて読書活動に参加できるような環境づくり、読み聞かせの工夫等を通して保護者同士の交流や、図書室と連携した事業の推進を図ることが望まれます。

イ 保育園（所）・幼稚園

保育園（所）・幼稚園では、早い時期から様々な絵本や物語等との出会いを通して、その内容と自分の経験を結びつけたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分味わうことが大切です。乳幼児期からの発達段階に応じた言語体験や読み聞かせを行い、豊かなイメージとことばに対する感覚を養えるよう読書活動を推進する必要があります。図書室や読書ボランティア等と連携した取り組みの工夫も望されます。

ウ 学 校

学校では、国語科等の各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等学校の教育活動全体を通じて、多様な読書活動が展開されているところです。

さらに、学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進が求められます。絵本から読み物へのいざない、読書の幅を広げるためのブックトーク、調べ学習の充実を図るための積極的な支援により読書の質を高めます。

また、学校図書館、とくに、図書委員会等の活動を核とした子どもの読書活動の推進が一層期待されます。小学生読書リーダーをはじめ全校の児童生徒による子どもの友人同士による読書紹介などの取り組みをすすめ啓発を図ります。

エ 民 間

民間は、学校図書館協議会、吉富町読書ボランティアの会、福岡県「子どもの読書」関連団体連絡協議会京築地区協議会、私設図書館（文庫）、吉富町子ども会の団体等が、吉富町の読書活動に関わりをもっています。

民間は、子どもの読書活動に関する関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。読書週間等の町の取組、読書感想文・画コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に奨励する運動、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われています。

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動を充実させるとともに、民間ネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るためにも「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これらの民間団体の活動を支援します。

(2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書室・学校図書館等が中心となることが重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の設備を図ることは、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身につけていく上で重要なことから、地域の実情に応じて各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。特別な配慮を必要とする子どもの読書環境整備の推進に努めます。

新学習指導要領に合わせた教育内容に対応するためには、全国学校図書館協議会の図書基準に合わせた蔵書総数の確保と各分類別の蔵書の充実が求められることから、引き続き図書費の充実を継続します。

(3) 図書室及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力することが重要です。特に、子どもの読書活動の推進の中心となる図書室と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。バーコードシステムの切り替え時を機会に、ネットワーク化を目指します。

また、町の読書に関する事業実施において、図書室・学校図書館・民間・行

政が共同していく体制を整えることが必要です。それぞれの事業を読書の大切さという観点から見直し、連携が必要な事業については共に協力し合うことで相乗効果を上げることができます。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について一般市民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは読み聞かせによって読書の楽しさを覚えます。また大人の読書に対する認識が子どもの読書意欲を高めます。特に、保護者・教職員・保育士等が子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進・協力することによって、各関係機関・団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施でき、子どもの発達段階に応じた読書習慣を身に付けていく上で効果的であると考えます。また、地域の子ども文庫との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

そのため、家庭や地域、保育園（所）・幼稚園、学校、民間、行政、子どもを対象とした読書活動団体等の取組の進捗状況の把握や情報交換を行うとともに、読書ボランティアの人材育成、交流の促進を進めることができます。

また、様々な組織・団体等が一体となって子どもの読書活動の意義や重要性について、あらゆる機会を通じて効果的な啓発広報に努めることが必要です。

3 子どもの読書活動推進体制

「吉富町子どもの読書活動推進協議会」を継続して設置し、子どもの読書活動の推進を図ります。協議会委員は、子どもの読書活動に関わる機関・団体等から構成されます。

年次計画を作成し、毎年、取組の進捗状況を確認し、子どもの読書を巡る状況を審議します。また、必要に応じて計画を見直していきます。

4 子どもの読書活動推進年次

令和4年度から令和8年度までのおおむね5年間とします。

※次期改訂の予定（国や県の推進計画の改訂に合わせて改訂）

令和9年（2027年）3月 令和8年度策定委員会設置

第4章 第4次計画推進のための方策（施策一覧）

家庭や地域、保育園（所）・幼稚園、学校における施策を一覧にまとめています。

【実施区分】

- 継続・・・第3次計画で、ある程度の目標は達成していると思われる取組で、今後も継続して取り組む必要があるもの
- 充実・・・第3次計画で、目標を達成できなかった取組、達成しているが第4次計画では、さらに積極的に取り組む必要があるもの
- 新規・・・第4次計画で新たに取り組むもの

【担当・所管】教育委員会については、社会教育・学校教育を含む。

担当者の公民館図書室司書（司書）・小中学校司書（学校司書）

1 家庭

| | 施 策 | 担当・所管 | 実施区分 |
|---|---|-------------------------------------|------|
| 1 | 大人の読書活動推進 ・読み聞かせのすすめ | 教育委員会・司書 子育て健康課 民間（文庫） | 継続 |
| 2 | 図書室利用の促進 ・広報図書案内 ・しおり配布 | 図書室 | 充実 |
| 3 | おはなしかい案内・読書啓発 ・広報案内　・しおり配布 ・おすすめの絵本リスト配布 | 教育委員会・司書 子育て支援センター 民間（文庫） | 継続 |
| 4 | ブックスタート事業 (1歳6ヶ月児への絵本の配布) ・未受診児への配布 ・フォローアップ事業（3・5歳） | 教育委員会 子育て健康課 司書・読書ボランティア | 充実 |
| 5 | 家庭における読書の取組の推進 ・うちどく（家読）事業の推進 (小学校低学年児童の家庭・親子読書) ・継続読書活動のすすめ | 教育委員会 学校司書・司書 図書室 読書ボランティア | 継続 |
| 6 | 読書イベントへの参加 ・定例おはなし会　・絵本の広場お話会 | 教育委員会 読書ボランティア | 継続 |

2 保育園（所）・幼稚園

| | 施 策 | 担当・所管 | 実施区分 |
|---|--|---|------|
| 1 | 読書活動の充実 ・日常的な読み聞かせや本に親しむ行事の実施 ・読書ボランティアによるおはなし会の実施 | 子育て健康課 保育園（所） 教育委員会・幼稚園 読書ボランティア | 充実 |
| 2 | 読書環境の整備 ・図書コーナー等、身近に本がある環境づくり ・年齢に応じた絵本の配置 | 子育て健康課 教育委員会 | 継続 |
| 3 | 職員研修の充実 ・園内研修の実施　・各種研修会への参加 | 子育て健康課 教育委員会 | 継続 |
| 4 | 読書活動の啓発・広報 ・様々な機会を通じた啓発 (園だより・学習発表会等) | 子育て健康課 教育委員会 | 継続 |
| 5 | 地域との連携 ・公民館図書室の見学・訪問 ・地域おはなし会への参加 | 子育て健康課 教育委員会 | 充実 |

3 学校

| | 施 策 | 担当・所管 | 実施区分 |
|---|---|--|------|
| 1 | 読書指導の充実 ・全教科・全領域での読書指導の実施 ・全校一斉読書活動・ブックトーク ・ビブリオバトル・ディベート授業 ・「子ども読書の日」「こども読書週間」 「読書週間」の計画的な取組 ・読書感想文・画コンクールへの応募 ・バーコードシステムの機能的活用 | 教育委員会 司書教諭・教員 学校司書 読書ボランティア 学校図書館協議会 | 充実 |
| 2 | 障害のある子どもの読書活動の充実 ・子どものニーズに応じた図書資料の提供 | 教育委員会 | 継続 |
| 3 | 小学生読書リーダー養成講座事業の実施 ・基礎講座　・ポップによる図書紹介研修 ・読み聞かせ研修（おはなし会開催） | 教育委員会 学校司書 読書ボランティア | 継続 |
| 4 | 中学生読書サポート事業 ・生徒による読書活動の推進 | 教育委員会・学校司書 読書ボランティア | 新規 |

| | | | |
|----|---|---------------------------------------|----|
| 5 | 児童生徒による読書活動の充実 ・図書委員会活動の充実 | 教育委員会 学校司書 | 充実 |
| 6 | 学校図書館の充実 ・読書センター・学習センターの機能の充実 ・図書資料の充実（学習対応） ・図書の分類別配分の偏りをなくす ・読書環境の充実（書架・配架等） ・開館時間の拡大（学校司書の配置） | 学校教育 学校司書 図書ボランティア | 継続 |
| 7 | 校内の推進体制の整備・充実 ・司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるような推進体制 ・学校司書の配置の継続・充実 小学校：週5日配置を継続 中学校：週3日以上の配置 | 教育委員会 司書教諭 学校司書 | 充実 |
| 8 | 学級文庫の充実 ・学年に応じた図書の配架 ・定期的な入れ替え | 教育委員会 学校司書 | 継続 |
| 9 | 司書・司書教諭の研修 ・定期的な校内研修 ・研修機会の充実（町・京築・県） | 教育委員会 | 継続 |
| 10 | 教職員の研修実施 ・校内研修の実施 ・授業の図書館利用について情報提供 (校内図書館だよりの発行) | 教育委員会 | 継続 |
| 11 | 町図書室との連携 ・公民館図書室とのネットワーク化 | 教育委員会 | 継続 |
| 12 | 保護者への啓発 ・学校だより・図書だよりの発行 ・様々な機会を通じての情報発信 | 教育委員会 P T A | 継続 |
| 13 | 地域との連携 ・読書ボランティアとの連携 ・朝読での読み聞かせ・おはなし会の開催 ・ブックトーク等読書紹介 | 教育委員会 学校司書 読書ボランティア 図書ボランティア | 継続 |

4 公民館図書室

| 項目 | 担当・所管 | 実施区分 |
|---|-----------------------------|------|
| 1 子どもの読書活動についての広報・啓発 ・広報による図書室情報の発信 ・HPでの情報の公開 | 教育委員会 司書等 | 継続 |
| 2 乳幼児コーナーの図書の充実 ・おすすめの絵本展示コーナー | 教育委員会 司書 | 充実 |
| 3 ブックリスト作成・配布 ・発達段階に応じたおすすめの絵本リスト (0歳児、3・4歳児、5歳児) | 教育委員会 司書 子育て健康課 | 充実 |
| 4 特別な配慮が必要な子どもへの図書等の提供 ・障害のある子どもやその保護者 ・日本語を第一言語としない子ども等 ・子どものニーズに応じた図書資料の提供 | 教育委員会 司書 | 継続 |
| 5 調べ学習への対応 ・学習テーマに即した図書資料の提供 ・郷土の資料コーナー、環境や防災などのテーマに特化した図書の充実 | 教育委員会・司書 小学校 | 継続 |
| 6 学校図書館との連携 ・学校図書館とのネットワーク化 ・出前授業 | 教育委員会 | 新規 |
| 7 司書等の研修の推進 ・情報紹介　　・研修会参加 (公共図書館協議会や子どもの読書活動推進連絡会の研修会、及び福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会京築地区協議会主催読書ボランティア学習会等への参加) | 教育委員会 | 新規 |
| 8 読書ボランティアとの連携 ・おはなし会開催 ・発達段階に応じた読書活動 ・読書ボランティアの募集・養成講座 | 教育委員会 読書ボランティア 子育て健康課 | 継続 |
| 9 子どもの読書にかかわる講座の開催 ・親子読書会　　・保護者対象の読書講座 | 教育委員会 読書ボランティア | 新規 |
| 10 教職員向けの研修の実施 ・学校図書館についての研修 | 教育委員会 | 新規 |
| 11 吉富町読書ボランティア主催行事の支援 ・「絵本の広場」支援 | 教育委員会 | 継続 |
| 12 子どもゆめ基金助成活動の後援 ・「子どもの読書推進ボランティア学習会 京築地区」の支援 (10月初旬) | 教育委員会 | 継続 |

5 行政機関等

| 項目 | 担当・所管 | 実施区分 |
|---|-----------------------------------|------|
| 1 幼児健診時の読書活動の支援 ・読み聞かせのすすめ | 子育て健康課 | 継続 |
| 2 未就学児の来館者への読書のすすめ ・おはなし会支援 ・自由遊びで絵本の活用 ・絵本コーナーの設置 | 子育て健康課 子育て支援センター | 継続 |
| 3 学童保育児への読書活動支援 ・絵本及び図書コーナー設置 ・読み聞かせ実施 ・おはなし会 | 教育委員会 放課後児童教室 読書ボランティア | 継続 |
| 4 子ども参加サークルでの読書活動 ・育児サークルの活動やキッズクラブの活動に子ども読書を導入する。 | 教育委員会 子育て健康課 | 継続 |
| 5 読書ボランティアの活動の充実 ・吉富町読書ボランティアの会 (各事業への協力) ・まほうのかばん (小学校・こどもの森等でのお話会) ・とんからりん文庫 (子育て支援センターお話会・健診時の個別読み聞かせと啓発活動) ・福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会 京築地区協議会 | 教育委員会 読書ボランティア | 充実 |
| 6 地域文庫の活動の充実 ・身近な読書の機会の提供 ・読書ボランティアの拠点(事務局所在地) ・図書室との連携 ・豊前市との連携(小中の連携支援) ・子ども会活動支援 | 土屋ミニ子ども図書館 「とんからりん文庫」 教育委員会 | 充実 |
| 7 読書活動推進における表彰 ・読書ボランティア団体・個人 ・協力・支援者等 | 町 教育委員会 | 継続 |
| 8 公民館及び図書室での読書イベント開催 ・英語活動発表会 ・絵本の広場開催 | 教育委員会 読書ボランティア | 継続 |
| 9 図書館建設 ・町民に読書の機会を提供する場 ・様々な読書活動の場 ・読書に関する講座の場 ・読書活動に関わる人の研修の場 ・読書ボランティア養成・支援の場 | 町 教育委員会 | 新規 |

6 推進体制

| 項目 | 担当・所管 | 実施区分 |
|--|-------|------|
| 1 推進体制の充実 ・定期的な推進協議会開催 ・策定委員会の設置（令和8年度予定） ※推進委員会を母体に編成 次期改定予定：令和9年3月 | 教育委員会 | 充実 |



資料 1

子ども読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのため環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割をはたすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読

書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定してときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を慎重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料2】

○吉富町子どもの読書活動推進協議会設置要綱

平成24年7月5日

教委告示第3号

(目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、吉富町子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の改定に関する計画及び審議
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する協議
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は教育長が任命する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会には会長を置き、委員の互選とする。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

【資料3】

第4次吉富町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(吉富町子どもの読書活動推進協議会委員)

委嘱期間：令和3年6月1日～令和5年5月31日

| | 氏 名 | 委 員 | 役 職 |
|----|------------|--------------------|-------|
| 1 | 土屋富子 | 学識経験者 | 会長 |
| 2 | 中尾ケサミ | 子ども会会长 | |
| 3 | 鍛治淳子 | 吉富保育園園長・吉富幼稚園園長 | |
| 4 | 後小路揚盛 | 吉富小学校校長 | 職務代理者 |
| 5 | 山本司 | 吉富中学校校長 | |
| 6 | 岩谷和久 | 吉富小学校PTA会長 | |
| 7 | 梅高淨祐・梅津光文 | 吉富中学校PTA会長 | |
| 8 | 松浦まゆみ・桑原智美 | 吉富小学校司書教諭 | |
| 9 | 湯田奈保子 | 吉富中学校司書教諭 | |
| 10 | 林田浩美 | 吉富小学校司書 | |
| 11 | 山本裕子 | 吉富町図書司書 | |
| 12 | 守口えみ子・柳好子 | 読書ボランティア「まほうのかばん」 | |
| 13 | 奥家康子 | 読書ボランティア「とんからりん文庫」 | |
| 14 | 石丸貴之 | 子育て健康課長 | |
| 15 | 小原弘光 | 吉富町公民館長 | |

事務局

| | |
|-----|-----------|
| 教育長 | 江崎藏 |
| 教務課 | 高尾広篤 |
| 教務課 | 梅林秀一・井上美優 |